

平成 30 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 テ ラ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 遊 佐 精 一
(コード番号： 2191)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 執 行 役 員 柄 澤 麻 紀 子
(電話：03-5937-2111)

平成 30 年 12 月期第 2 四半期報告書の提出期限延長（再延長）

申請に係る承認のお知らせ

当社は、平成 30 年 9 月 14 日付で、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 4 項に規定する四半期報告書の提出期限延長（再延長）申請に係る承認を受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

第 15 期（平成 30 年 12 月期）第 2 四半期報告書
（自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）

2. 延長前の提出期限

平成 30 年 9 月 14 日
（本来の法定提出期限は平成 30 年 8 月 14 日ですが、平成 30 年 8 月 14 日付で関東財務局より、提出期限の延長をご承認いただいております。）

3. 延長後の提出期限

平成 30 年 10 月 15 日

4. 今後の見通し

当社は、提出期限までに四半期報告書を提出できるよう必要な対応をとってまいります。
平成 30 年 9 月 14 日付の「平成 30 年 12 月期第 2 四半期報告書の提出期限延長（再延長）に関する承認申請書提出のお知らせ」に記載のとおり、当社は過年度の有価証券報告書の訂正が必要となると考えており、現在、前任監査人以外も含め訂正報告書の監査を受嘱いただける監査法人ないし公認会計士に打診をしております。なお、早期に監査を受嘱いただけない場合や監査手

続完了までに時間がかかる見込みとなった場合は、平成 30 年 12 月期第 2 四半期報告書を延長後の提出期限までに提出できない可能性がございます。訂正報告書の監査を受嘱いただける監査法人ないし公認会計士については、決まり次第お知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ関係各位におかれましては、ご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上